更新日：令和8年9月1日

筑紫野市認可保育所の保育料（利用者負担額）・副食費について

1. 保育料・副食費の決定方法

●保護者（父母または子を監護している者）の市町村民税所得割額により決定します。
●税の未申告等で課税資料の確認ができない場合は、最高階層で算定します。
●保護者の年間収入額の合計額が100万円未満の場合、同居親族（祖父母等）も含めて決定します。
●保育所(園)の運営に必要な経費は、保護者の皆さん、市、県、国の4者で負担することとされています。

★令和8年4月から8月までの保育料
令和7年度市民税額（令和6年1月から12月までの収入）により算定します。
★令和8年9月から令和9年8月までの保育料
令和8年度市民税額（令和7年1月から12月までの収入）により算定します。

2. 保育料の徴収方法

保育所

市が徴収します。納付方法は、口座振替または納付書(金融機関窓口のみ)となります。納付日は、原則として毎月末日(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)です。ただし、12月分の納付日は、同月の最終営業日となります。なお、コンビニエンスストアでの納付や、クレジットカード決済、オンライン決済などには対応しておりません。

認定こども園・小規模保育事業所

施設が徴収します。徴収方法は各施設にお問合せください。

3. 3歳児から5歳児クラスの保育料

●認可保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園の保育料は**無料**です。
●副食費(給食費)、通園送迎費、行事費などは実費負担となりますので、施設に直接お支払いください。

副食費の免除について

次に該当する場合は、給食費のうち、おかず代（以下、副食費）が**免除**となります。

1号認定(幼稚園・認定こども園の幼稚園部分を利用)の場合

市民税所得割課税額77,101円未満の世帯・・・・・・在園児は全員副食費免除
市民税所得割課税額77,101円以上の世帯・・・・・・小学校3年生までの子どものうち、上から数えて第3子以降の子どもは副食費免除

2号認定(認可保育所・認定こども園の保育所機能部分を利用)の場合

裏面の表のとおりです。

※副食費の金額や徴収方法は、各施設にお問い合わせください。

4. 0歳児から2歳児クラスの保育料

認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業所の保育料は裏面の表のとおりです。
保護者と生計を同一にし、監督および保護する子どものうち、上から数えて第3子以降の保育料は無料です（令和7年9月より）。

問い合わせ先　筑紫野市こども部こども政策課保育担当　092-557-5125